東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令第３条第２項（第５項の規定により読み替えられた第２項）の規定により、下記の事項を報告します。

記

1　特定贈与認定中小企業者（特定相続認定中小企業者）について

認定年月日及び番号	年　月　日（　　号）
特定基準日	年　月　日
事業年度の期間	月　日から　月　日まで

2　売上割合

震災直前事業年度における売上金額	(1)		円
各売上事業年度における売上金額及び売上割合	売上事業年度	売上金額	売上割合
	１回目	(2)　円	(2)／(1)　%
	２回目	(3)　円	(3)／(1)　%
	３回目	(4)　円	(4)／(1)　%
	４回目	(5)　円	(5)／(1)　%
	５回目	(6)　円	(6)／(1)　%
売上割合の平均値			%

3　雇用割合

贈与の時（相続の開始の時）における常時使用する従業員の数	(1)		人
雇用基準日における常時使用する従業員の数及び雇用割合	雇用基準日	従業員の数	雇用割合
	１回目	(2)　人	(2)／(1)　%
	２回目	(3)　人	(3)／(1)　%
	３回目	(4)　人	(4)／(1)　%
	４回目	(5)　人	(5)／(1)　%
	５回目	(6)　人	(6)／(1)　%
雇用割合の合計を雇用基準日の数で除して計算した割合			%
前回報告時における売上割合に応じた今回の雇用基準日に確保すべき雇用割合			%以上
今回報告時における売上割合に応じた次回の雇用基準日に確保すべき雇用割合			%以上
「２　売上割合」の「売上割合の平均値」に応じた最後の雇用基準日に確保すべき雇用割合			%以上

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

2　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

3　省令第３条第２項各号に掲げる書類（同項の規定により提出すべきこととなるものに限る。）を添付する。

4　本報告は、贈与税（相続税）の申告期限から５年間、売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（相続報告基準日）（＝特定基準日）の翌日から３月を経過する日までに報告する必要がある。ただし、「３　雇用割合」については、当該５年間のうち最後に訪れる特定基準日から１年を経過する日における雇用割合についても、当該１年を経過する日の翌日から３月を経過する日までに報告しなければならない。

（記載要領）

1　単位が「%」の欄は小数点第１位までの値を記載する。

2　「１　特定贈与認定中小企業者（特定相続認定中小企業者）について」の「事業年度の期間」については、１年間に２期以上の事業年度を持つ場合には、同様の欄を追加して記載する。

3　「２　売上割合」の「各売上事業年度における売上金額及び売上割合」及び「３　雇用割合」の「雇用基準日における常時使用する従業員の数及び雇用割合」については、該当するものが無い場合は空欄とする。

4　「２　売上割合」の「震災直前事業年度」とは、平成23年３月11日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。

5　「２　売上割合」の「売上事業年度」とは、贈与税（相続税）の申告期限の翌日から５年を経過する日までに終了する各事業年度のうち、贈与報告基準日（相続報告基準日）が属する事業年度の直前の事業年度（１年間に２期以上の事業年度を持つ場合は、当該贈与報告基準日（当該相続報告基準日）の属する年の前年の贈与報告基準日（相続報告基準日）の翌日の属する事業年度から当該贈与報告基準日（当該相続報告基準日）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度）であって、平成23年３月11日の属する事業年度以前の事業年度を除いた事業年度をいう。

6　「２　売上割合」の「売上事業年度における売上金額及び売上割合」については、１年間に２期以上の事業年度を持つ場合であり、売上事業年度に該当する事業年度が複数存在する場合は、震災直前事業年度の期間に相当する事業年度の期間の売上金額を記載する。

7　「３　雇用割合」の「雇用基準日」とは、売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（相続報告基準日）（＝特定基準日）の翌日から１年を経過する日のことをいう。「雇用基準日における常時使用する従業員の数及び雇用割合」については、本報告に係る「１　特定贈与認定中小企業者（特定相続認定中小企業者）について」の「雇用基準日」における常時使用する従業員の数及び同従業員の数の贈与の時における常時使用する従業員の数に対する割合を記載する。

8　「３　雇用割合」については、最初の雇用基準日が到来していない場合は空欄とする。

9　「３　雇用割合」の「贈与の時（相続の開始の時）における常時使用する従業員の数」については、法第12条第１項の認定書（施行規則第６条第１項第７号又は第８号の事由に係るものに限る。）に添付された認定申請書に記載されている数を記載する。

10　「２　売上割合」の「売上割合の平均値」は、贈与雇用判定期間若しくは臨時贈与雇用判定期間又は相続雇用判定期間の末日において計算し、「３　雇用割合」の「雇用割合の合計を雇用基準日の数で除して計算した割合」は、贈与雇用判定期間若しくは臨時贈与雇用判定期間又は相続雇用判定期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用基準日において各雇用基準日における雇用割合の平均として計算する。

11　「３　雇用割合」の「前回報告時における売上割合に応じた今回の雇用基準日に確保すべき雇用割合」については、以下の前回報告時の売上割合の区分に応じて記載する。

前回報告時の売上割合が100%以上　　確保すべき雇用割合は「80%以上」